

(本通知の起案番号、発出者、相手方は別記のとおり)

平成24年4月6日

平成24年度国土交通省所管事業の執行における被災地域の復旧・  
復興事業等に係る入札・契約手続等の円滑な実施について

平成24年度国土交通省所管事業の執行については、平成24年4月6日付け国会公第200号により事務次官から各地方整備局長等あて通知され、また、直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行については、平成24年4月6日付け国官総第16号、国官会第105号、国地契第1号、国官技第9号、国営管第16号、国営計第2号、国北予第1号により官房長から各地方整備局長等あて通知されているところであるが、このうち被災地域の復旧・復興事業等に係る入札・契約手続の実施については、東日本大震災の被災地域の一日も早い復旧・復興を図るため、下記に定めるところによることとする。

記

1. 被災地域の復旧・復興事業等を実施するにあたり、「平成24年度国土交通省所管事業の執行について」(平成24年4月6日付け国会公第200号)記3(1)において、上位等級工事への参入の拡大を図ることとされていることに鑑み、政府調達協定を除く大規模な工事について、工事難易度が低いものについては、上位等級工事への参入の拡大を積極的に推進し、中小建設業者等の受注機会の確保を図ること。
2. 総合評価落札方式における提出資料の簡素化等の実施については、「総合評価落札方式における提出資料の簡素化等について」(平成21年4月23日付け国地契第7号、国官技第21号、国営計第21号)、「総合評価落札方式における資料の簡素化等について」(平成21年5月12日付け国港総第141-2号、国港技第9-2号)、又は「総合評価落札方式における提出資料の簡素化等について」(平成21年5月18日付け国空予管第215号、国空技企第20号)(以下「簡素化通達」という。)に定める手続により実施すること。なお、対象工事の選定にあたっては、簡素化通達記1.に定めるところによるほか、過去の受注状況等を勘案し、受注者が偏る恐れのある工事においては、適用しないこととする。  
また、受注者の偏りや新規参入者に配慮するため、評価項目として、「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて」(平成17年9月30日付け国地契第78号、国官技第129号、国営計第82号)、「港湾空港等工事における品質確保促進ガイドラインについて」(平成17年10月27日付

け国港総第263号、国港技第145号)、又は「航空局直轄工事における品質確保促進ガイドライン」の制定について」(平成17年12月20日付け国空予管第546号、国空建第140号)の別添中3-4の例示にある「企業の手持ち工事量」に係る項目を、必要に応じて設定すること。

3. 「総合評価落札方式における手続の簡素化について」(平成20年4月1日付け国地契第79号、国官技第338-3号、国営計第109-4号)又は「総合評価落札方式における手続の簡素化について」(平成23年12月16日付け国港総第506号、国港技第108号)記2(2)において、政府調達に関する協定に基づく調達について同通達記1の措置を行おうとする場合には、事前に本省担当課と協議することとされているところであるが、被災地域の復旧・復興事業等において、当該措置を行おうとする場合には、本通達をもって本省担当課との協議が整ったものとして差し支えないものとする。また、「総合評価落札方式における手続の簡素化について」(平成20年12月3日付け国空予管第679号、国空技企第107号)記2(2)において、政府調達に関する協定に基づく調達については、同通達記1の措置の対象外としているが、被災地域の復旧・復興事業等については、本通達をもって当該措置の対象として差し支えないものとする。

この場合であっても、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に公告しなければならないことに留意すること。

別記

(起案番号)

国地契第2号

国官技第10号

国営計第3号

国港総第6号

国港技第4号

国空予管第8号

国空安保第6号

国空交企第19号

(発出者)

大臣官房地方課長

大臣官房技術調査課長

大臣官房官庁営繕部計画課長

港湾局総務課長

港湾局技術企画課長

航空局予算・管財室長

航空局安全部空港安全・保安対策課長

航空局交通管制部交通管制企画課長

(相手方)

東北・関東地方整備局総務部長

東北・関東地方整備局企画部長

東北・関東地方整備局営繕部長

東北・関東地方整備局港湾空港部長

東京航空局総務部長

東京航空局空港部長

東京航空局保安部長